

自転車王国とくしまツーリズム推進事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、大鳴門橋自転車道の開通に向け、県内でのサイクルツーリズムを推進するため、次条において規定する者が取り組むサイクリストの受入環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第2条 本補助金の交付の対象となる者は、サイクリスト受入環境整備（レンタサイクル事業を除く。）に係る市町村の補助金の交付決定を受けた者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県税等を滞納していないこと。

(2) 申請者又は申請者の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、サイクリストの受入環境整備（レンタサイクル事業を除く。）のための事業とする。

(経費及び補助率等)

第4条 第1条に規定する補助対象とする経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率等
市町村から交付決定を受けたサイクリスト受入環境整備（レンタサイクル事業を除く。）に係る補助金の対象経費のうち、次の経費であって、補助対象外経費に係る経費と明確に区分できる経費 ・駐輪場所の整備費（バイクラック購入、自転車保管場所の確保等） ・空気入れの購入費 ・自転車修理工具の購入費 ・その他、知事が必要と認める経費	<補助率> 補助対象経費の額から当該補助対象経費の支出に充てる市町村補助金、寄附金その他の収入額を控除した額の2分の1又は補助対象経費の額の4分の1のうち、申請額が低くなる率とする <補助額の上限> 5万円
留意事項 (1) 補助金の交付決定前に着手したものについては、補助対象経費とはしないものとする。 (2) 補助対象経費は、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費に限る。	

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) サイクリスト受入環境整備に係る市町村の補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 積算の根拠が確認できる資料(見積書の写し等)
- (5) 申請者の概要が分かる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請者は、補助金交付の申請をするに当たり、前項第2号の別紙2の事項の全てを誓約するとともに、補助事業に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助金交付申請者
- (2) 簡易課税事業者である補助金交付申請者
- (3) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助金交付申請者

4 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の区分相互間における20パーセント以内の額の増減とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効果的に補助事業の目的達成に資するものと考えられる事業内容の細部の変更
- (2) 補助事業の目的及び事業の遂行に影響がない事業計画の細部の変更

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 積算の根拠が確認できる資料(見積書の写し等)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別紙3）

(2) サイクリスト受入環境整備に係る市町村の補助金の額の確定通知書の写し

(3) 経費支出の証拠書類（発注書・納品書、銀行振込明細書、領収書等）の写し

(4) 事業実施の証拠書類（写真等）

(5) 補助金振込先の口座情報

(6) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払等)

第13条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定額の70パーセントに相当する額の範囲内で、概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定の通知の写し

(2) 概算払を受けようとする理由書

(書類の保管等)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及び設備等とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 規則第17条の規定による承認を受けようとする補助事業者は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第6号）により、知事に申請しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。